

本市の対応について

- 1 現在、市民利用施設および市主催・共催のイベント等については、徹底した感染防止策を講じたうえで、開館・開催している。
- 2 10月31日（日）以降については、引き続き、国、県の要請等及び関係機関が定めるガイドライン等に基づいて開館・開催する。
※詳細については、県の協力依頼（第71回新型コロナウイルス対策本部会議）を準用する。

参考 第46回新型コロナウイルス危機対策本部員会議資料（市民利用施設の利用制限について）

市民利用施設の利用制限について

参 考

時期	利用制限の内容(※1) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度		
	収容率(※2)		人数上限
10月1日～ 10月30日	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会（図書館、博物館、動植物園）等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※3)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人又は収容定員50%以内（≤10,000人）のいずれか大きいほう
	100%以内 席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度)	50%(※4)以内 席がない場合は十分な間隔(1m)	

(※1) 詳細は、令和3年2月26日付けの内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考
国、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

(※2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提とする／想定されるものの例は次頁を参考

(※3) 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

(※4) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超える場合もある。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

- （注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。